

1. 現行計画が目標としているまちのすがた

区民や関係機関による地域福祉活動が推進され、誰もが自分らしく安心して暮らしています。包括的な支援や必要な福祉サービスを受けられるとともに、支え合いや助け合いの意識が高く、地域のつながりが強い、地域福祉力の高い社会になっています。

2. 20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策421 地域共生社会の実現に向け、地域福祉に対する理解を深め、地域活動への参加と地域づくりを支援する	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区地域福祉計画の策定（5年毎に策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉・ボランティアフォーラム（第1回）の開催 		<ul style="list-style-type: none"> 包括的支援体制整備事業の本格実施 地域福祉プラットフォームの開設 ひきこもり相談専用WEBサイト「すみ家」開設
施策422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度区長審判請求に係る報酬費用助成の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献型後見人養成研修の開始 社会福祉法人指導監査事務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉事業者指導業務において区単独かつ定期的な指導監査を新たに開始 	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区成年後見制度利用促進基本計画の策定
施策423 生活に困った人を支え、自立を促す	<ul style="list-style-type: none"> 就労促進事業の開始 被保護者自立生活支援事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅生活移行支援事業の開始 社会参加促進事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度創設（自立相談支援事業・住居確保給付金事業・子どもの学習支援事業・就労準備支援事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業の本格実施 家計改善支援事業・金銭管理支援事業の開始
施策424 消費者の自立を支援し、安心・安全な消費生活を守る			<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害連絡シート運用開始 	

基本構想検討シート<政策420> 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

3. 当該分野における区を取り巻く環境

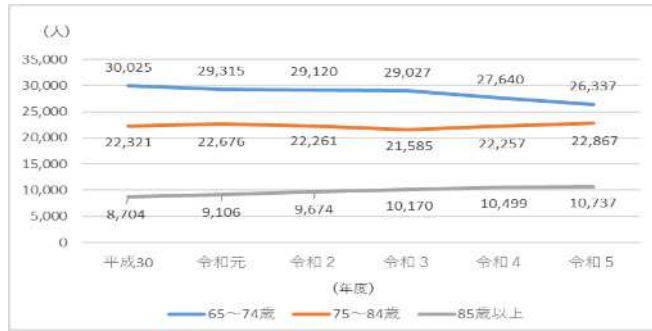
(1) 社会経済動向	(2) 区民のニーズや行動の変化	(3) 法制度や国・都の政策の変化
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少局面の中で、世帯数が増加しており、世帯規模の縮小化が進行している。 高齢化の進展により、高齢者のみ世帯や高齢者単身世帯が増加している。 核家族化や少子高齢化の進展により、地域とのつながりや、家族間の支え合いが弱体化・希薄化している。 能登半島地震の発生（令和6年1月）により、ボランティア活動の重要性が再認識されている。 デジタル化の急速な進展に伴い、契約形態及び消費者トラブルの多様化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人や世帯の生活課題に対する支援ニーズが複雑化・複合化している。 認知症高齢者や見守りが必要なひとり暮らし高齢者等の増加が懸念されている。 就職氷河期世代やひきこもり状態の区民は、不安定な就労状態にあたり、就業を希望しながら長期にわたり無業であったりと様々な課題に直面し、社会参加に向けた手厚い伴走支援を希望している。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法が、第2のセーフティーネットとして生活保護法改正とあわせて施行 成年後見制度利用促進法が施行 社会福祉法改正により、区市町村の包括的支援体制整備が努力義務化 社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が規定された。

4. 区の課題と今後の取組の方向性

課題	今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 区民の複合化・複雑化する課題に対して、各相談機関が個別に対応しているケースが多く、課題解決に至らない場合がある。 また、課題を抱えた個人や世帯を地域で見守る体制が確立していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括的相談支援事業において関係機関で情報を共有し、連携することで支援体制を強化する。 また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業等を通じて地域での継続支援や伴走支援等を受けられるようにし、地域共生社会の実現を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度等の権利擁護事業の潜在的ニーズは多いと考えられるが、実際の利用には十分に結びついていない。 また、身寄りがいない方については、このほか身元保証や死後事務のニーズもあるが、現状では対応しきれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の更なる周知や利用促進に加え、身元保証や死後事務に関するサービス展開に向けて、区と社会福祉協議会の役割分担・連携体制について検討し、必要な取組を実施していく。
<ul style="list-style-type: none"> アフターコロナに伴い経済状況が回復基調となったが、依然、コロナ禍の影響が長期化しているケースがあり、様々な生活課題を抱え生活困窮状態からの脱却が難しい方も多く、自立に向けたより手厚い支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で相談が激増した、「居住確保支援」に重きをおいた支援から、就職氷河期世代やひきこもり状態の区民を対象とした「就労支援」や「子ども支援」に重きをおく支援への転換を図り、生活困窮者の自立支援を強化していく。
<ul style="list-style-type: none"> 多様化・複雑化する消費者トラブルの発生を抑制するとともに、発生した場合の対応力を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルを防止するため、特に若年層・高齢層を対象とした啓発を強化するとともに、新システムの導入を見据え、より利便性の高い相談体制の構築に向けた検討を行う。

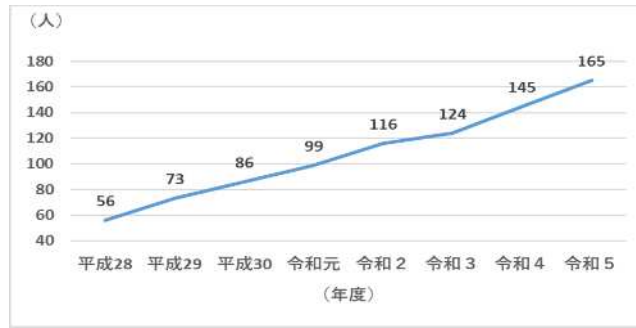
基本構想検討シート<政策420> 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

図表1 高齢者人口の推移（各年10月1日）



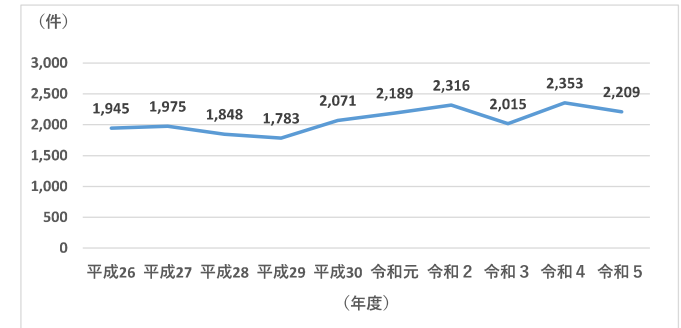
出典) 墨田区高齢者福祉総合計画第9期介護保険事業計画

図表2 市民後見人養成研修修了者数（累計）



出典) 所管課データ

図表3 すみだ消費者センターにおける相談実績



出典) 所管課データ

※令和5年度相談内容上位
 1位 土地・建物・設備
 2位 教養・娯楽サービス
 3位 その他役務（冠婚葬祭 等）

1. 現行計画が目標としているまちのすがた

高齢者が社会の担い手として活躍しています。また、介護保険サービスや生活支援サービスが充実し、「地域包括ケアシステム」が充実し、すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって生活しています。

2. 20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策431 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援ボランティアポイント制度の開始 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティアポイント制度のポイント上限額の変更（10,000円から20,000円へ） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者デジタルデバインド事業開始 墨田区老人クラブ連合会が創立60周年
施策432 高齢者の自立した生活を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度改正により予防重視型システムへ転換して介護予防サービスを開始 地域支援事業開始 		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度改正により介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防ケアマネジメントを開始 	
施策433 高齢者の地域包括ケアを進める	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター8か所を廃止して地域包括支援センターを設置 文花みまもり相談室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り協力員の登録開始 みまもり相談室8か所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援総合センター（八広はなみずき、ぶんか）を福祉総合型高齢者支援総合センターとして整備 	
施策434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス施設の整備事業（認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護）の開始 特別養護老人ホーム1施設整備 認知症高齢者グループホーム2施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム3施設整備 認知症高齢者グループホーム9施設整備 都市型軽費老人ホーム3施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム1施設整備 認知症高齢者グループホーム3施設整備 都市型軽費老人ホーム3施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム1施設整備 認知症高齢者グループホーム3施設整備 都市型軽費老人ホーム2施設整備

基本構想検討シート<政策430> 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

3. 当該分野における区を取り巻く環境

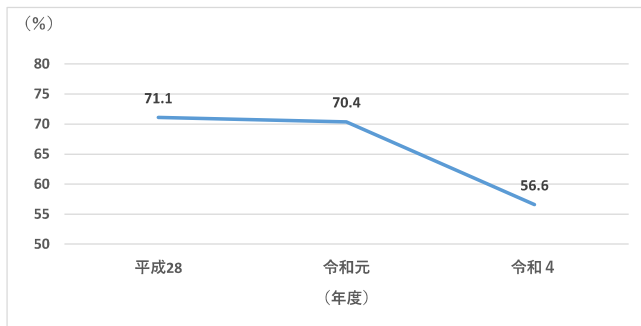
(1) 社会経済動向	(2) 区民のニーズや行動の変化	(3) 法制度や国・都の政策の変化
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年の国勢調査によると、高齢者単身世帯は、高齢者の一般世帯のうち4割超となっており、今後も高齢者単身世帯の増加が見込まれている。 2040年には認知症の高齢者が全国で584万2000人（高齢者のおよそ15%、6.7人に1人）にのぼり、また、軽度認知障害の人は612万8000人にのぼるといふ国の推計がある。 2050年には人口の約30%が65歳以上、またその半数以上を75歳以上の後期高齢者が占める見通しであり、高齢者が安心して生活できる施設等を提供する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、コロナ禍の調査という前提はあるが、令和元年度の調査結果を比較し、「外出を控えている人」が18.9%から29.5%となり10.6ポイント増加、「生きがいがある人」が70.4%から56.6%となり13.8ポイント減少、「趣味がある」が75.8%から68.5%となり7.3ポイント減少、「近所に見守りが必要な高齢者」について「わからない」が60.7%から67.8%となり7.1ポイント増加となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険制度の改正に伴い、区内在住の方が優先的に使用ができる「地域密着型サービス」の整備が開始され、介護サービス提供体制の充実が図られた。 国は、介護人材確保のため、介護職員の処遇改善、離職防止・定着促進・生産性向上、外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組んでいる。 認知症に関して、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。

4. 区の課題と今後の取組の方向性

課題	今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者グループホームについては、区内8つの日常生活圏域のうち「みどり」「こうめ」の圏域において、特に整備率が低く、地域的偏在の解消が課題となっている。 また、特別養護老人ホームの入所待機者は増加傾向となり、今後の後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加も見込まれる状態にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の将来的な需要に対応できるよう、住み慣れた地域で暮らし続けるための「認知症高齢者グループホーム等」地域密着型サービスと、入所待機者が顕著な「特別養護老人ホーム」を効率的な経費・スケジュールで整備していく。
<ul style="list-style-type: none"> 全国的な生産年齢人口の減少により、介護サービスにおける人材確保が困難になり、需要に見合ったサービスの提供ができなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス提供者と求職者をマッチングする場を作り、区内及び近隣地区から幅広く介護人材を確保していく。
<ul style="list-style-type: none"> 社会全体のデジタル化が進む中、高齢者のスマートフォン保有率及び利用率について、他の世代と比較すると低い状況にある。デジタル機器・サービスを活用することで豊かな人生を享受できるよう、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン講習会やスマートフォン相談会などの取組を通じて、高齢者デジタルデバイド解消を図る。

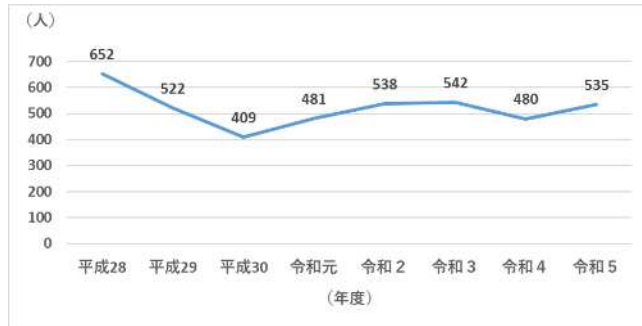
基本構想検討シート<政策430> 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

図表1 「生きがいがある」65歳以上の区民の割合



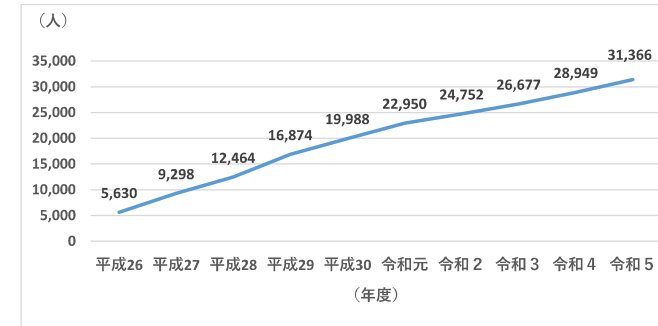
出典) 墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

図表2 特別養護老人ホーム 入所待機者数



出典) 所管課データ

図表3 認知症サポーターの数



出典) 所管課データ

1. 現行計画が目標としているまちのすがた

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人も、ない人も、お互いに尊重し支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らしています。また、それぞれが社会の一員としての役割を担い、生きがいを感じながらいきいきと暮らしています。

2. 20年間の変遷（基本構想策定（H17年）～現在）

	2005（H17）～2009（H21）年	2010（H22）～2014（H26）年	2015（H27）～2019（R1）年	2020（R2）年～現在
施策441 障害者の自立した生活を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所施設「さんさんるーむ」開設 生活介護施設「ワクワク工房」開設 	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム「ほーむアンプレラ」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援B型「喜楽里すみだ工房」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 重度知的障害者グループホーム「ほーむきらきら星」開設 重度身体障害者グループホームの整備 基幹相談支援センターの設置
施策442 障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する		<ul style="list-style-type: none"> すみだステップハウスおおぞら開設 すみだ障害者就労支援総合センター開設 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉作業所経営ネットワーク支援事業の拡充 虐待防止センターの三障害統一 障害者就労支援事業の充実

3. 当該分野における区を取り巻く環境

（1）社会経済動向	（2）区民のニーズや行動の変化	（3）法制度や国・都の政策の変化
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者数は平成30年8,071人から令和5年7,549人と微減、知的障害者数は平成30年1,656人から令和5年1,816人と微増。精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の人数でとらえると、平成30年5,660人から令和5年6,946人と大きく増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズ調査を令和2年度と5年度で比較すると、「区に、特に力を入れてほしい障害者施策」として「緊急時や災害時の対策促進」が40.8%から69.0%に、「短期入所の充実」が20.1%から75.9%に大きく上昇している。 障害者団体連合会からは、グループホーム及び短期入所施設の整備のほか、医療的ケアを必要とする肢体不自由児者も受け入れ可能な複合型入所施設の整備を求められている。 親亡き後の自立した地域生活支援の整備や医療的ケア児者の増加対応など、区民ニーズが多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日総合支援法の改正により、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、障害福祉サービス等についての情報の収集、利用、連結解析等に関する規定の整備等の措置が講じられた。

基本構想検討シート<政策440> 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる

4. 区の課題と今後の取組の方向性

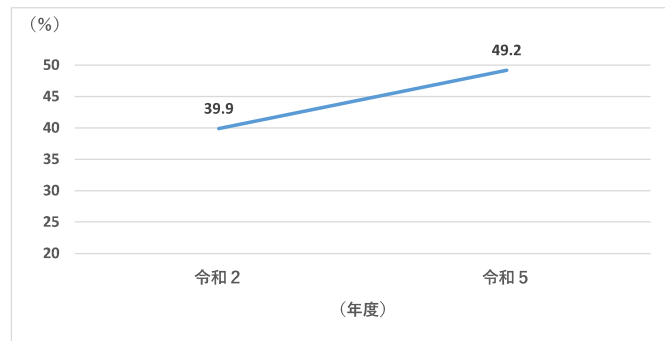
課題	今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 核家族化・高齢化が進展している中、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目ない支援体制の構築が一層重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実など、一人一人の状況や必要性に応じた支援を進めるほか、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達に課題や障害がある乳幼児を早期に療育につなげるための体制を整備するとともに、学齢期の障害がある子どもに対する放課後等の支援の場の拡充が必要であり、その需要は年々増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期の早い段階から一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、医療、福祉、保健、子育て支援、教育など他分野が連携し、体制の整備を進める。 また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことができるよう地域全体で環境を整えていく。
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の法定雇用率の段階的引き上げや、福祉施設を通じて一般就労へ移行する者の目標率を国が引き上げたことから、障害者が社会で活躍するための支援と環境づくりが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が希望する仕事に就き、安心して働き続けることができるよう、企業等や障害者施設での就労に向けた支援を行う。 また、企業等で働く人がライフステージの変化等により障害者施設での就労に移行するなど、地域で暮らし続けるための就労支援を行う。

図表1 自立支援給付支給決定者数



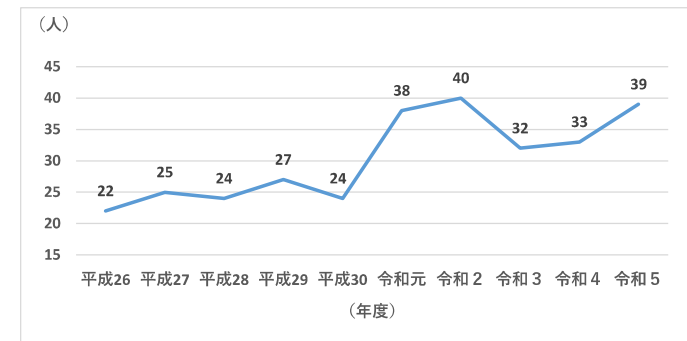
出典) 所管課データ

図表2 障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う方「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した方の割合



出典) 子ども・子育て支援ニーズ調査

図表3 福祉施設から一般就労への移行者数



出典) 所管課データ